

4 指定基準の概要（人員基準及び設備基準）

○放課後等デイサービス

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤 ・ 合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上 <ul style="list-style-type: none"> 1) 障害児の数が10人まで 2人以上 2) 10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※現在の利用者数が11～15人→3人以上、16～20人→4人以上と必要人員数が増える ・ 機能訓練担当職員、看護職員の数を合計数に含めることができるが、半数以上が児童指導員又は保育士であることを要する。
		※定員超過した場合も、減算の対象か否かに関わらず、上記の人員が必要となる	
		児童発達支援管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上（1人以上は専任かつ常勤）
		機能訓練担当職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能訓練を行う場合に置く
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアを行う場合に置く ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合は、医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させることで医療的ケアを行う等の方法が取られていれば、看護職員を置かないことができる 	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として専ら当事業所の管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） 		